

東京外国語大学組織的な若手研究者等海外派遣プログラム
国際連携による非英語圏ヨーロッパ諸地域に関する若手人文学研究者海外派遣プログラム
(短期派遣 EUROPA)

2010 (平成 22) 年度若手研究者募集要項

2010 年 4 月
ITP-EUROPA 委員会

1. 募集対象者

東京外国語大学組織的な若手研究者等海外派遣プログラム「国際連携による非英語圏ヨーロッパ諸地域に関する若手人文学研究者海外派遣プログラム」(短期派遣 EUROPA) は、本学の若手研究者を非英語圏ヨーロッパ諸地域の交流協定機関等に派遣し、有能な人文学研究者を養成するためのプログラムです。非英語圏ヨーロッパ諸地域を主な研究対象として研究を行っている本学の大学院生等の若手研究者で、学位取得、論文や国際研究集会での発表といった形で成果が出せる具体的な研究計画をもっている方に、積極的な応募を呼びかけます。

2. 趣旨

短期派遣 EUROPA は、日本学術振興会の若手研究者養成事業として採択された 3 年間 (2010 年 2 月～2013 年 2 月) にわたる事業です。本プログラムは、本学の特徴を最大限に活かし、世界諸地域の中でも特に非英語圏ヨーロッパ諸地域に焦点を合わせ、文学、言語学、文献学を中心とした人文学諸分野において、若手研究者が、日欧比較的な観点をも取り入れて研究を行い、国際舞台で活躍できる機会を提供することを目的としています。

この目的達成のため、本プログラムでは、本学所属の若手研究者を積極的に海外へ派遣し、現地研究者との共同研究、国際学会での研究成果の発表等を行うことを支援します。

短期派遣 EUROPA の運営は、ITP-EUROPA 委員会 (東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム「非英語圏ヨーロッパ諸地域に関する人文学研究者養成の国際連携体制構築」) が担当しています。

3. 対象研究分野

文学、言語学、文献学分野を中心とした人文学研究

4. 申請資格等

本学の博士前期課程在学者、博士後期課程在学者、その他本学に在籍する 42 歳以下のポスドク等若手研究者

5. 採用予定数

(予算状況によって採用人数が増減することがあります。)

第 1 回 (2010 年 5 月) 募集分	大学院生 5 名 ポスドク等 7 名
第 2 回 (2010 年 10 月) 募集分	大学院生 3 名 ポスドク等 4 名

6. 募集対象期間

本募集は下記の時期に出発を予定する研究者を対象とします。

第1回募集分 2010年7月1日～2011年3月31日

第2回募集分 2010年12月1日～2011年3月31日

7. 派遣期間

- (1) 大学院生：最長 12 ヶ月。学会等参加のための短期派遣、複数国に跨る派遣、年度を超える派遣も可。
- (2) ポスドク等：原則として 2 ヶ月以上 12 ヶ月未満。複数国に跨る派遣、年度を超える派遣も可。

8. 対象派遣機関

本学協定校、又は本学と研究交流実績のある非英語圏ヨーロッパ諸地域の研究機関

(例)

<オーストリア>

ウィーン大学 (ウィーン)

<チェコ>

カレル大学 (プラハ)

<フランス>

パリ第3大学 (パリ)、エクス・マルセイユ第一大学 (エクス=アン=プロヴァンス)

<ドイツ>

ビーレフェルト大学 (ビーレフェルト)、エアランゲン大学 (エアランゲン)、ギーゼン大学 (ギーゼン)、マールブルク大学 (マールブルク)、ゲッティンゲン大学 (ゲッティンゲン)、ヒルデスハイム大学 (ヒルデスハイム)

<イタリア>

ヴェネチア大学 (ヴェネチア)、ローマ大学 (ローマ)、トリノ大学 (トリノ)、ボローニャ大学 (イタリア・ボローニャ)

<スペイン>

セビーリャ大学 (セビーリャ)、ポンペウ・ファブラ大学 (バルセロナ)、マドリード自治大学 (マドリード)、サラマンカ大学 (サラマンカ)

<ロシア>

モスクワ大学 (モスクワ)

<スイス>

ジュネーヴ大学 (ジュネーヴ)、チューリッヒ大学 (チューリッヒ)

9. 支給経費

航空運賃、査証取得料等の旅費、滞在費 (ITP-EUROPA 委員会の定める額。別紙参照)

*授業料、学会登録料、海外旅行保険料等の支給はありません。

10. 申請手続

(1) 提出書類 (各1部)

a. 願書 (所定の様式)

写真を添付すること

b. 学業成績証明書 (2ヶ月以上の派遣を希望する場合のみ提出)

大学学部以降 (大学学部卒業見込み者は出願時点で) の学業成績証明書 (単位数、履修科目、点数、評価及びその説明のあるもの。)

- c. 健康診断証明書
 - i) 本学保健管理センターで発行されたもの、もしくは同等の効力を有するもので、何れの場合も「派遣に耐えうる」ことが言及されていること（2ヶ月以上の派遣を希望する場合のみ提出）
 - ii) 別紙「現病歴・既往歴申告書」が添付されていること。
- d. 推薦書
願書の指導教員推薦欄に、指導教員が外国語能力に関する証明及び推薦理由を記入し署名を行うこと。
- e. 派遣先受入教員との連絡状況を示す文書（2ヶ月以上の派遣を希望する場合のみ）
申請時点で提出可能な、受入教員との連絡状況を示す e-mail 文書等。
- f. 国際学会等の開催通知若しくはプログラム（学会発表等を希望する場合のみ）

(2) 申請受付期間

第1回募集分 2010年5月10日（月）～5月20日（木）

第2回募集分 2010年10月12日（火）～10月20日（水）

（申請方法は、持参又は郵送。海外渡航中の場合は代理人による申請も可とします。）

(3) 提出先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学研究協力課国際交流係短期派遣 EUROPA 担当

TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599

E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp

1 1. 選考及び選考結果の通知

(1) 第1回募集分

書類選考及び面接選考（5月下旬～6月初旬）を行い、6月中旬までに選考結果を本人及び指導教員に通知します。

(2) 第2回募集分

書類選考及び面接選考（10月下旬～11月初旬）を行い、11月中旬までに選考結果を本人及び指導教員に通知します。

1 2. その他

(1) 派遣計画

派遣先・派遣期間については、指導教員と十分相談の上、本学での研究に支障のないよう、十分注意して下さい。

また、研究者が複数の派遣を希望する場合には、各派遣毎に申請書類を作成し、提出して下さい。

(2) 派遣研究者の義務

a. 派遣期間中は、研究計画に基づき研究に専念してください。研究計画、派遣先機関、受入研究者、派遣期間について、研究遂行のためやむを得ず変更する必要がある場合は、事前に理由書を提出し、ITP-EUROPA 委員会の承認を得なければなりません。

b. 派遣研究者は、帰国後、定められた期間内に報告書を提出するほか、短期派遣 EUROPA 事業への参加など、ITP-EUROPA 委員会より協力要請があった場合には、可能な限り参加することが求められます。

- c. 次に掲げる事項のいずれかに該当すると ITP-EUROPA 委員会が判断した場合には、本プログラムによる派遣の取り消し、経費支給の停止、又は支給済経費の返還を求めます。
- (i) 病気のため、研究を継続することが出来ないことが明らかな場合
 - (ii) 研究の進捗状況に著しい問題があり、計画を達成することが不可能若しくは著しく困難と判断される場合
 - (iii) 申請書の記載事項が事実と著しく相違することが発見された場合
 - (iv) ITP-EUROPA 委員会の指示に従わなかった場合
- (3) 指導教員の義務
短期派遣 EUROPA 派遣研究者の本学における指導教員は、派遣先機関との連絡調整、国際連携指導体制の構築等に参画する義務を負います。
- (4) 渡航中の安全管理について
派遣期間中の安全管理は、自己責任において海外旅行保険に加入するなどして、必ず行って下さい。
- (5) 個人情報について
申請書類に含まれる個人情報については、本学の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、東京外国語大学組織的な若手研究者等海外派遣プログラム業務遂行のためにもみ使用します。

1 3. 申請書類の提出先・問合せ先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学研究協力課国際交流係短期派遣 EUROPA 担当

TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599

E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp

http://ofias.jp/j/news/post_4.html